

(9) 聖学院大学 在学期間延長制度内規

(趣旨)

第1条 正当な理由により、卒業要件を満たした後も在学することを希望する学部生についての卒業延期の制度（以下「本制度」という。）については、この内規の定めるところによる。

(制度の概要)

第2条 次の各号の要件を満たす学部生（私費外国人留学生を除く。）が、所定の申請方法により申請し、所定の審査を経て許可されたときは、在学期間を1セメスター単位で延長することができる。

- (1) 卒業に必要な授業科目及び単位を修得見込みであること、又は修得済みであること
- (2) 資格取得その他の正当な理由によること
- (3) 申請時において4年次以上の学部生であること

2 本制度の適用による在学期間の上限は、学則第12条に定める在学年限に従う。

3 本制度の適用により在学期間を延長した者（更新した場合を含む。以下同じ。）の履修条件は、所属学科の学生の履修条件に準ずる。ただし、その者が、4年次以外の年次に指定されている授業科目の履修を希望するときは、当該年次生の履修に支障のない範囲内において、必要な配慮がなされるものとする。

(申請方法)

第3条 本制度による在学期間延長の申請は、次の各号の書類を教育支援課に提出する方法によって行う。

- (1) 所定の様式の申請書（保証人の連署を必要とする。）
- (2) 所属ゼミの担当教員の意見書

2 前項の申請の期限は、当初予定されている卒業学期の授業終了日とする。

(審議、決定)

第4条 本制度による在学期間延長の可否は、所属学科の学科会及び教務部委員会の審議を経て、学長が決定する。

(更新)

第5条 前2条の規定は、本制度により在学期間を延長した者が、その更新を希望し、2度目以降の申請を行う場合について準用する。

(卒業手続への移行)

第6条 本制度により在学期間を延長した者が、その後、卒業願を教育支援課に提出したとき、又は前条において準用する第3条第2項各号の期日までに更新の申請をしなかったときは、その学期の終了時点で卒業に向けた手続に移行するものとする。

(申請の撤回)

第7条 第4条の審議及び決定を経て在学期間の延長を許可された者による、当該申請の撤回は、卒業判定の前日までに保証人連署の撤回願を教育支援課に提出した場合に限り、これを認める。

(授業料等)

第8条 本制度により在学期間を延長する者の授業料その他の納入金については、「聖学院大学長期在学生授業料減免規程」の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、2018年度以前の入学生又は編入生で、卒業要件を満たし、かつ、教育職員免許法施行規則の改正又は厚生労働省告示「児童福祉法施行規則第六条の二第一項第三号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法の一部改正の件」（いずれも2019年4月1日施行）における経過措置に則り、同改正前の教職課程又は保育士養成課程により教員免許状又は保育士資格を取得するために必要な一部の科目のみを履修することを目的として在学期間を延長する者の授業料（施設費その他の納入金を除く。）については、当該科目の単位の修得を完了するセメスターまでの間、当該履修科目の1単位当たり10,000円とする。この場合において、授業料及び施設費その他の納入金の納付期間は、本学が指定する。

(改廃手続)

第9条 この内規の改廃は、教務部委員会及び大学教授会の議を経て、学長が決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定の改廃については、前項の手続のほか、経営財務委員会の議を経て、理事会の承認も得るものとする。

附 則

この内規は、2017年10月23日から施行し、2017年度の秋学期卒業の延期を希望する例から適用する。

附 則

- 1 この内規の一部改正（第8条第2項、字句修正）は、2018年10月29日から施行する。
- 2 第8条第2項の規定（2019年4月1日施行の省令等改正の経過措置に関して在学期間を延長する2018年度以前の入学生・編入生の授業料についての特則）は、同項の該当者が在籍しなくなった時をもって廃止する。

附 則

この内規の一部改正（部署名関係）は、2023年2月8日から施行し、2024年4月1日から適用する。